

男女共同参画に関する市民意識・実態調査

調査へのご協力のお願い

平素は市政に対し、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この調査は、今後の男女共同参画施策を進めていく上での基礎資料として活用するために、男女共同参画に関する市民の皆様のお考えをお尋ねするものです。調査結果を目的外に使用することはありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、ぜひご協力くださいますようお願いいたします。

令和6年(2024年)8月

吹田市

<ご回答にあたってのお願い>

- ◇この調査票は、吹田市に住む18歳以上の方2,000人(男女各1,000人)を無作為に選び、お送りしています。
- ◇無記名ですので、どなたの答えかわからないようになっています。率直に、思うままをお答えください。回答内容についてあなたにご迷惑をおかけすることはありません。
- ◇あて名のご本人がお答えください。(病気などの理由でご本人が回答できない場合は、ご家族などに代理で記入または入力していただくか、下記までご相談ください。)
- ◇質問ごとに、記載している方法に従ってご回答ください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、()に具体的にご記入ください。

回答の方法は、(1)調査票での回答と(2)インターネットでの回答の2種類からお選びください。

(1) 調査票での回答

- ◇ボールペンやえんぴつなどでハッキリとお書きください。
- ◇記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、●月●日(●)までにポストにご投函ください。

(2) インターネットでの回答

- ◇右下の二次元コードを読み取るか、下記のURLを入力すると、回答画面にアクセスできます。
- ◇IDとパスワードを入力してから、回答を開始してください。なお、IDとパスワードについて、重複回答を防ぐためのものであり、個人が特定されることはありません。

URL	https://		
ID		パスワード	

二次元コード

この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

吹田市 市民部 人権政策室 電話：06-6384-1461(直通) FAX：06-6368-7345

男女の平等や地域生活についておたずねします

問6 次の各分野において男女の地位は、どの程度平等になっていると思いますか。

〔(1)～(8)それぞれに、○は1つ〕

	男性が優遇されている	どちらかといえば男性が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性が優遇されている	女性が優遇されている	わからない
(1) 家庭生活の場では	1	2	3	4	5	6
(2) 職場では(賃金や待遇など)	1	2	3	4	5	6
(3) 地域活動の場では	1	2	3	4	5	6
(4) 学校教育の場では	1	2	3	4	5	6
(5) 政治の場では	1	2	3	4	5	6
(6) 法律や制度の上では	1	2	3	4	5	6
(7) 慣習やしきたり(冠婚葬祭など)では	1	2	3	4	5	6
(8) 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問7 次のような結婚・育児についての意見をどう思いますか。あてはまる番号に○をつけてください。〔(1)～(6)それぞれに、○は1つ〕

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえば思わない	いそう思わない	わからない
(1) 結婚は必ずしも、しなくてもよい	1	2	3	4	5
(2) 結婚生活がうまくいかなかったら離婚してもよい	1	2	3	4	5
(3) 夫と妻が別姓を名乗ってもよい	1	2	3	4	5
(4) 結婚しても必ずしも子供をもつ必要はない	1	2	3	4	5
(5) 子供の数や産む時期を決めるにあたっては、女性の主体的な意見を尊重した方がよい	1	2	3	4	5
(6) 3歳までは、母親が家庭で子育てすべきという考えにはこだわらない	1	2	3	4	5

問8 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、あなたはどのように思いますか。〔○は1つ〕

1. 同感する	2. どちらかといえば同感する
3. どちらかといえば同感しない	4. 同感しない
5. わからない	

問9 次の家庭内の仕事について、どのように担当するのが望ましいとお考えですか。
配偶者・パートナーがいない方も、仮にしていると想定してお答えください。

〔(1)～(10)それぞれに、○は1つ〕

	全て妻の担当	主に妻の担当	夫と妻が同じ程度に担当	主に夫の担当	全て夫の担当	その他の人が主に担当	わからない
(1) 生活費を得る(稼ぐ)	1	2	3	4	5	6	7
(2) 掃除・洗濯をする	1	2	3	4	5	6	7
(3) 食事のしたくをする	1	2	3	4	5	6	7
(4) 日々の家計を管理する	1	2	3	4	5	6	7
(5) 子供の教育としつけをする	1	2	3	4	5	6	7
(6) 乳幼児の世話をする	1	2	3	4	5	6	7
(7) 老親や病身者の介護や看護をする	1	2	3	4	5	6	7
(8) 親戚づきあいをする	1	2	3	4	5	6	7
(9) 近所づきあいをする	1	2	3	4	5	6	7
(10) 高額の買い物を決定する	1	2	3	4	5	6	7

問10 1日のうちであなたが仕事(在宅就労を含む)を除く時間で、家事、育児、介護に要する平均時間は、それぞれどのくらいですか。〔○はそれぞれ1つ〕

(1) 家事

平日 (○は1つ)	休日 (○は1つ)
1. なし	1. なし
2. 1時間未満	2. 1時間未満
3. 1時間～3時間未満	3. 1時間～3時間未満
4. 3時間～5時間未満	4. 3時間～5時間未満
5. 5時間以上	5. 5時間以上

(2) 育児

平日 (○は1つ)	休日 (○は1つ)
1. なし	1. なし
2. 1時間未満	2. 1時間未満
3. 1時間～3時間未満	3. 1時間～3時間未満
4. 3時間～5時間未満	4. 3時間～5時間未満
5. 5時間以上	5. 5時間以上

問 13 男性が家事、子育て、介護、地域活動などに積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 男女の役割分担などについての当事者の考え方を尊重すること
2. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加することについて、社会的評価を高めること
3. 夫婦の間で家事などの分担をするように十分話し合うこと
4. 労働時間の短縮や休業制度の充実などを進め、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
5. 子どもの頃から家事、育児、介護などを体験する機会を増やすこと
6. 男性が参加しやすい料理教室や子育て講座などを充実すること
7. その他 ()
8. 特に必要ない

働くことについておたずねします

問 14 一般に、女性が職業を持つことについて、次のどれが望ましいと思いますか。[○は1つ]

1. 職業を持ち、結婚や出産に関わらず仕事を続ける
2. 結婚や出産を機にいったん退職し、育児終了後、再び職業を持つ
3. 結婚を機に退職し、後は職業を持たない
4. 出産を機に退職し、後は職業を持たない
5. 職業を持たなくてよい
6. その他 ()
7. わからない

問 15 令和4年度の「管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合」は12.7%※でしたが、女性管理職の割合を増やすために、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

※出典：令和4年度雇用均等基本調査(厚生労働省)

1. 家庭（育児・介護等）とキャリアアップの両立に向けた研修の実施
2. 男性の育児休業や時短勤務の推進、保育環境の整備など、女性が働きやすい環境を整備
3. 管理職の負担軽減
4. 異動希望申告制度などを活用した人事配置によるキャリア形成の支援
5. 女性に対する評価・給与制度の見直し
6. 女性管理職の割合を増やす必要はない
7. その他 ()
8. わからない

問 16 (働いている方に) あなたの今の職場では、性別によって差があると思いますか。
 (働いていない方に) 一般に、職場では、性別によって差があると思いますか。
 [(1)~(9)それぞれに、○は1つ]

	男性の方が 優遇されている	女性の方が 優遇されている	平等である	わからない
(1) 募集・採用	1	2	3	4
(2) 賃金	1	2	3	4
(3) 仕事の内容	1	2	3	4
(4) 昇進・昇格	1	2	3	4
(5) 管理職への登用	1	2	3	4
(6) 能力評価(業績評価・人事考課など)	1	2	3	4
(7) 研修の機会や内容	1	2	3	4
(8) 働き続けやすい雰囲気	1	2	3	4
(9) 育児休業・介護休業などの取得のしやすさ	1	2	3	4

問 17 出産・子育て・介護などの理由で、女性が仕事を辞めずに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 育児休業・介護休業制度の充実
2. 企業経営者や職場の理解
3. 労働時間の短縮、フレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入
4. 子育てや介護のための支援の充実
5. 夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、看護などへの参加
6. その他 ()
7. わからない

問 18 出産・子育て・介護などで仕事を辞めた後、再就職を希望する女性が、再就職しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 就職情報や職業紹介などの相談機関の充実
2. 技能・技術を身につけるための研修や職業訓練の機会の充実
3. 育児や介護などによる退職者を同一企業で再雇用する制度の普及
4. 企業経営者や職場の理解
5. 労働時間の短縮やフレックスタイム制などの柔軟な勤務制度の導入
6. 育児や介護のための施設やサービスの充実
7. 夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、看護などへの参加
8. その他 ()
9. わからない

問 19 今後、男性が育児休業や介護休業をとりやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 男性が育児休業・介護休業を取得することについて、社会的評価を高める
2. 業務引き継ぎがスムーズにできるような職場の体制づくり
3. 企業経営者や職場の理解
4. 子育てや介護のための支援の充実
5. 妻、パートナーなど家族の理解
6. その他 ()
7. わからない

教育についておたずねします

問 20 男女共同参画を推進していくために、学校、特に小・中・高等学校等でどのようなことが必要だと思いますか。[○は3つまで]

1. 男女平等に関する教職員研修を行う
2. 校長や副校長、教頭に女性を増やしていく
3. 学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする
4. 生活指導や進路指導において、男女の区別なく能力を生かせるよう配慮する
5. 男女平等の精神に基づく性教育の充実に努める
6. セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)についての理解を深めるような授業をする
7. 出席簿、座席、ロッカーの順番など、男女を分ける習慣をなくす
8. 保護者会などを通じ、男女平等に関する教育への保護者の理解を深める
9. 学校教育の中で行う必要はない
10. その他 ()
11. わからない

防災対策についておたずねします

問 21 災害時において、性別や年齢などによる違いや多様性に配慮するために必要なことは、どのようなことだと思いますか。[○は3つまで]

1. 避難所における役割分担など運営ルールを決めること
2. 避難所のトイレ、更衣室、洗濯干し場などの設備を性別や年齢などのニーズによって分けること
3. 医療スタッフ等に男女両方を配置すること
4. 性別や年齢等によるニーズに応じて必要な支援物資が適切に提供されること
5. 避難所の責任者やスタッフに幅広い年齢層の男女がともに参画し、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること
6. 平時に、避難所の設備やルールについて幅広い年齢層の男女が参画し、話し合っておくこと
7. 平時に、性別や年齢などによって災害から受ける影響やニーズが違うことを教育や啓発で、知っておくこと
8. 女性専用、高齢者専用など性別や年齢などのニーズによって避難所を分けること
9. その他 ()

セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力についておたずねします

問 22 あなたは、今までにセクシュアル・ハラスメントを見聞きしたり、あるいは自分自身が受けた事がありますか。また、それはどのような内容でしたか。[○はいくつでも]	るこが自 と受分 がけ自 あた身	がし聞見 あたい あるこ たり、 とり、	ない
(1) 容姿のことをからかわれた	1	2	3
(2) 未婚、既婚、離婚、妊娠などでからかわれた	1	2	3
(3) 性的なジョークや卑わいなことを言われた	1	2	3
(4) ヌード写真等を貼ったり、見せられたりした	1	2	3
(5) 体にさわられた	1	2	3
(6) 飲酒の席で、横に座らされたりお酌をさせられたりした	1	2	3
(7) 立場を利用した性的な誘いを受けた	1	2	3
(8) その他 [差し支えなければ具体的にお書きください] ()	1	2	3

問 23 あなたは、セクシュアル・ハラスメントが同性間でも成立することをご存知ですか。[○は1つ]

1. 知っている	2. 知らない
----------	---------

問 24 あなたは、次のようなことが配偶者・パートナーの間で行われた場合、それを暴力だと思えますか。それぞれについて、あなたの考えに近いものに○をつけてください。 [(1)~(11)それぞれに、○は1つ]	力にあたると思 う	どんな場合でも暴 力にあたると思 う	暴力にあたる場合 も、そつでない場 合もあると思う	暴力にあたると思 わない	わからない
(1) 平手で打つ	1	2	3	4	
(2) 殴る、ける	1	2	3	4	
(3) 家具などの物にあたる、壊す	1	2	3	4	
(4) 殴るふりをして、おどす	1	2	3	4	
(5) 望まないのに性的な行為を強要する	1	2	3	4	
(6) 無理やりポルノ画像などを見せる	1	2	3	4	
(7) 何を言っても無視し続ける	1	2	3	4	
(8) 暴言をはいたり、ばかにしたり、見下したりする	1	2	3	4	
(9) 自由にお金を使わせない、必要な生活費を渡さない、借金を強要する	1	2	3	4	
(10) 友だちや身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする	1	2	3	4	
(11) 本人の許可なく性的な写真や動画などを一般に公開する	1	2	3	4	

配偶者（事実婚や別居中を含む）がいる（いた）方におたずねします。

配偶者がいない（いたことがない）方は問 26 へお進みください。

問 25 あなたはこれまでに、配偶者やパートナーから次のようなことをされたことがありますか。
〔(1)～(9)それぞれに、○は1つ〕

	何 度 も あ っ た	あ っ た 1、 2 度	な い ま っ た く	わ か ら な い
(1) 命の危険を感じるくらいの暴力を受けた	1	2	3	4
(2) 医師の治療が必要となる程度の暴力を受けた	1	2	3	4
(3) 医師の治療が必要とならない程度の暴力を受けた	1	2	3	4
(4) 脅されたり、大声でどなられたり、言葉による暴力をあげられた	1	2	3	4
(5) 物にあたりたり壊されたりした	1	2	3	4
(6) 何を言っても無視され続けた	1	2	3	4
(7) 必要な生活費を渡さない、自由にお金を使わせないなどの経済的な制限を受けた	1	2	3	4
(8) 交友関係、電話・メール、SNSを細かく監視されたり、身内や友人との付き合いを制限された	1	2	3	4
(9) 嫌がっているのに性的な行為を強要された	1	2	3	4

交際相手がいる（いた）方におたずねします。

交際相手がいない（いたことがない）方は問 28 へお進みください。

問 26 あなたはこれまでに、交際相手から次のようなことをされたことがありますか。
〔(1)～(9)それぞれに、○は1つ〕

	何 度 も あ っ た	あ っ た 1、 2 度	な い ま っ た く	わ か ら な い
(1) 突き飛ばす、物を投げつけるなどの身体的な暴力を受けた	1	2	3	4
(2) 脅されたり、大声でどなられたり、言葉による暴力をあげられた	1	2	3	4
(3) 物にあたりたり壊されたりした	1	2	3	4
(4) 何を言っても無視され続けた	1	2	3	4
(5) デートの費用やお金をいつも負担させられた	1	2	3	4
(6) 交友関係、電話・メール、SNSを細かく監視されたり、友人との付き合いを制限された	1	2	3	4
(7) 頻繁に連絡し、すぐに返信がないと怒られた	1	2	3	4
(8) 下着姿や裸の写真を撮られた、SNSで流すと言われた	1	2	3	4
(9) 嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力してくれなかった	1	2	3	4

問 26-1 問 26 で 1 か 2 (内) を選んだ方におたずねします。

そのような行為を受けたのはいつのことですか。[○はいくつでも]

1. 10 代未満のとき
2. 10 代のとき
3. 20 代のとき
4. 30 代のとき
5. 40 代以上のとき

問 27 問 25 または問 26 で、ひとつでも 1 か 2 (内) を選んだ方におたずねします。

そのような行為について、これまでに誰かにうち明けたり、相談したりしましたか。

[○はいくつでも]

1. 警 察
2. 法務局・人権擁護委員
3. 配偶者暴力相談支援センター（大阪府女性相談センター、子ども家庭センター、すいたストップDVステーションなど）
4. その他の公的機関（市役所、男女共同参画センターなど）
5. 民間の機関（支援グループなど）
6. 医療関係者（医師、看護師など）
7. 学校関係者（教員、スクールカウンセラーなど）
8. 家族、親戚
9. 友人、知人
10. その他（)
11. どこにも相談しなかった → 問 27-1 へ

問 27-1 問 27 で「11. どこにも相談しなかった」を選んだ方におたずねします。

どこにも相談しなかったのはなぜですか。[○はいくつでも]

1. どこに（誰に）相談したらよいのかわからなかった
2. 誰にも言えなかった
3. 相談しても無駄だと思った
4. 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った
5. 自分さえ我慢したら、なんとかこのままやっていけると思った
6. 相談先の担当者の言動により不快な思いをすと思った
7. 世間体が悪い
8. 他人を巻き込みたくない
9. そのことについて思い出したくない
10. 自分にも悪いところがある
11. 相談するほどのことではないと思った
12. その他（)

問 32 次の「ことがら」や「ことば」をご存じですか。
 [(1)~(15)それぞれに、○は1つ]

	知 つ て い る	あ る 聞 い た こ と が	知 ら な か つ た
(1) 男女共同参画社会基本法	1	2	3
(2) 女性活躍推進法	1	2	3
(3) 吹田市男女共同参画推進条例	1	2	3
(4) すいた男女共同参画プラン	1	2	3
(5) すいたストップDVステーション(DV相談室)	1	2	3
(6) W (ダブル) リボンマーク	1	2	3
(7) デートDV	1	2	3
(8) 面前DV	1	2	3
(9) ダイバーシティ (多様性)	1	2	3
(10) LGBT (セクシュアル・マイノリティの総称のひとつ)	1	2	3
(11) ジェンダー (社会的、文化的性差)	1	2	3
(12) ジェンダーギャップ指数 (男女間の格差を健康、教育、経済、政治の4分野の指標を用いて測定した指数)	1	2	3
(13) アンコンシャス・バイアス (無意識・無自覚の差別や偏見)	1	2	3
(14) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)	1	2	3
(15) SDGs (持続可能な開発目標)	1	2	3

困難な問題を抱える女性への支援についておたずねします

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援法）が施行されました。一人一人のニーズに応じた支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための法律です。

問 35 あなたは、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）が令和6年4月1日に施行されたことを知っていますか。【〇は1つ】

1. 知っている 2. 聞いたことはあるが内容は知らない 3. 知らない

問 36 困難な問題を抱える女性^{*}が、支援につながりやすい体制をつくるために、必要だと思う取り組みは何ですか。【〇はいくつでも】

※法律では、「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）と定義されています。

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| 1. 学校内での相談体制整備 | 2. 市民に対する啓発や情報提供を行う |
| 3. メールやSNSによる相談窓口の拡充 | 4. 休日や夜間の相談窓口の拡充 |
| 5. 同年代の女性相談員による相談受け付け | 6. いつでも安心して休める居場所づくり |
| 7. 支援を行う関係機関の連携強化 | 8. アウトリーチによる早期発見 |
| 9. その他（ ） | 10. わからない |

男女共同参画に関することで、吹田市へのご意見・ご要望がありましたらご自由にお書きください。

最後までアンケートにご回答いただきまして、誠にありがとうございました。

